

令和5年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

報告書

2024年2月

February 2024

一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY&ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

I.	はじめに	1
1.	事業目的	1
2.	調査業務の実施体制	2
(1)	モール運営事業者のサイトを利用した販売事業者対応チーム	2
(2)	海外等直販サイト対応チーム	3
3.	事業実施スケジュール	3
II.	電気用品を中心とした製品安全4法規制対象製品のモール運営事業者のサイト を利用した販売事業者の法令遵守確認	4
1.	調査概要	4
(1)	調査期間	4
(2)	調査対象	4
2.	調査方法	5
(1)	調査対象とする製品の検索・選定	5
(2)	調査対象とした販売事業者への照会	6
(3)	調査対象製品の法令適否等の判定	6
(4)	経済産業省へ判定結果等の報告	7
3.	調査結果	7
III.	製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向けた取組	10
1.	活動概要	10
2.	活動方法	10
(1)	製品安全4法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止	10
(2)	削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ	10
3.	活動の結果	10
(1)	製品安全4法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止	10
(2)	削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ	10
IV.	監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出	11
1.	法令遵守確認の有効性の確認について	11
2.	製品安全4法の法執行面や制度面での課題	11
3.	製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する 今後の取組	12

I. はじめに

この報告書は、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が、経済産業省より令和5年度「ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査」（以下、「本事業」という。）の委託を受けて実施した調査、分析、取組等を報告するものである。

1. 事業目的

近年インターネット販売における製品安全4法¹の規制対象製品（493品目）に関する法令違反事案が増加傾向にある。特に、規制対象製品であるにもかかわらず、PSE、PSC等のマークや届出事業者名の表示が無い商品を販売する出品者（販売事業者）の存在が確認されるなど、販売事業者の法令違反やインターネットで販売された製品による重大製品事故の比率の増加傾向が問題視されている。

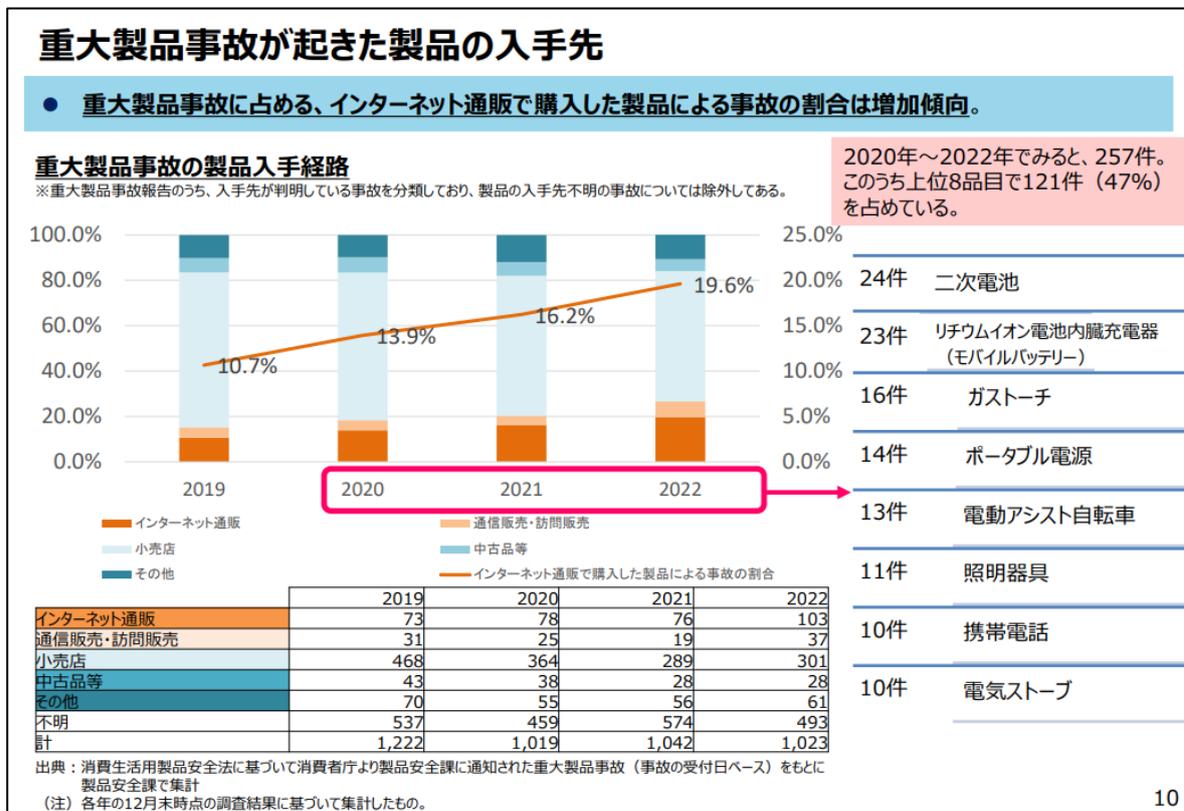


図 I-1 重大製品事故が起きた製品の入手先

出所）製品安全行政を巡る動向（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/010_01_00.pdf

経済産業省では、製品安全4法に基づく規制対象製品に係るインターネット市場の監視業務として、消費者等からの法令違反疑義製品に係る情報提供を受けて対応

¹ 製品安全4法とは、消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という。）、ガス事業法（以下、「ガス事法」という。）、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）を指す。

する受動的監視を行っているところであるが、本事業により、規制対象製品の中からインターネット市場で販売されることが多く、かつ法令遵守をしていない製品があると考えられる品目をJETが選定し、能動的に販売事業者の法令遵守状況の確認を実施するとともに、その能動監視体制の有効性の検証等を行った。

- (1) 電気用品を中心とした製品安全4法の規制対象製品を取り扱うモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認（以下、「法令遵守確認」という。）
- (2) 法令適合が認められなかった場合の対応
- (3) 製品安全4法規制対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事業者の自社サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）の削除・公開停止に向けた取組
- (4) 調査結果の報告及び法令遵守確認の有効性の分析

2. 調査業務の実施体制

本事業の実施体制は、図 I-2 のとおり。総合調整部門の下に、次の2つのチームを置いて実施した。

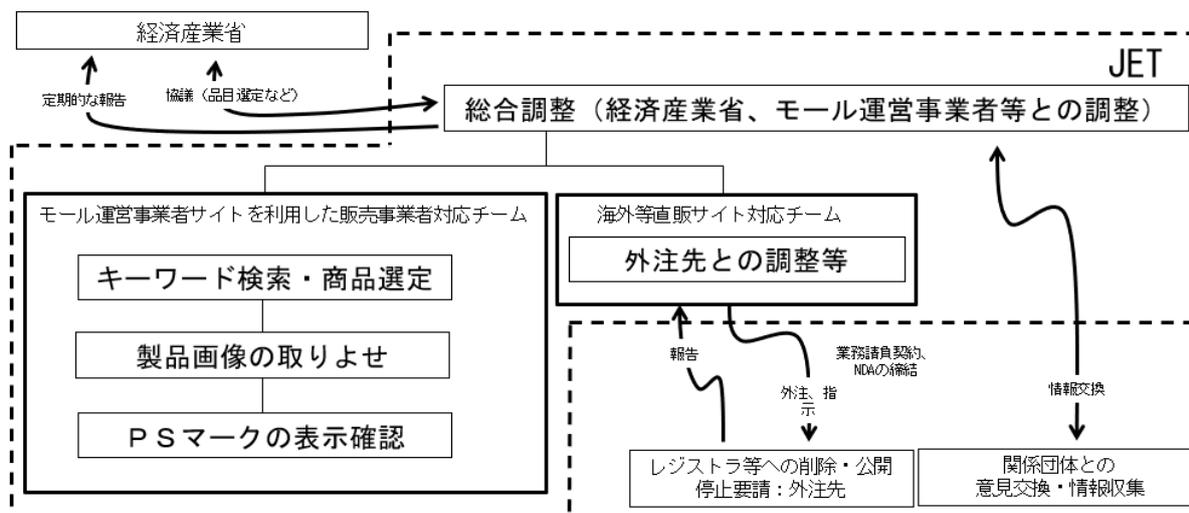


図 I-2 本事業の実施体制

(1) モール運営事業者のサイトを利用した販売事業者対応チーム

法令遵守確認は、以下の手順のとおり実施した。

- ① 経済産業省と相談の上で、製品安全4法の規制対象製品から法令遵守確認を行う品目を選定。
- ② 法令違反と疑わしい製品が販売されているページから製品の情報をピックアップ。
- ③ 販売している商品の実際の画像を販売事業者から取り寄せるなどの照会を実施。

- ④ 取り寄せた画像により、法令上規定されている適切な表示がなされているかを確認し、法令適合か否かを判断し、その結果を経済産業省に報告。
- ⑤ モール運営事業者の協力を得ても、メール等による連絡が取れない販売事業者等については、商品ページ、事業者名、住所、電話番号等の得られた情報について整理。経済産業省に報告。

(2) 海外等直販サイト対応チーム

海外等直販サイトの削除・公開停止に向けた取組を以下の手順のとおり実施した。

- ① 経済産業省が提供する製品安全4法違反となる海外等直販サイトのリストを入手。対象となるドメイン名の登録受付等を行うレジストラ、インターネットサービスプロバイダ（ISP）、ホスティングサービス提供事業者等（以下、「レジストラ等」という。）に対し、適切な方法により当該サイトの削除・公開停止の要請を行う。
- ② 削除・公開停止の要請を行う際には、事前に経済産業省と対応方針等を調整する。要請を行った後には、レジストラ等が削除・公開停止の措置を取ったか否かの確認を行い、当該サイトの削除・公開停止がなされなかった場合は、改めて要請を行うなどの措置を講じる。
- ③ 海外等直販サイトが他のサーバにサイトを移転するなどにて事業を継続する可能性があるため、当該サイトについて事業終了まではフォローアップを行い、他のサーバへの移転が認められた場合は、改めて削除要請を行う。
- ④ 既にこれまで経済産業省が削除要請を行い、削除・公開停止された海外等直販サイトがある場合はフォローアップを行い、海外等直販サイトの事業活動が確認できた場合は、改めて削除要請を行う。
- ⑤ 削除・公開停止の要請の過程で確認できたレジストラ等の所在国の傾向や対応状況、意見等を整理し、より効果的なアプローチ手法について検討し、報告書にとりまとめる。

3. 事業実施スケジュール

本事業は、以下の示す全体スケジュールのとおり実施した。

表 I-1 全体スケジュール

年	月	法令遵守確認	海外等直販サイトの削除・公開停止に向けた取組
2023	7	経済産業省との調整（対象とするモールサイトの決定）	・ 経済産業省から対象となる海外等直販サイトの情報を入手
	8	モール運営事業者への協力依頼	・ 外部委託事業者との契約

		第1タームの業務実施	
	9	第2タームの業務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託事業者による対象サイトの削除要請開始 ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	10	第3タームの業務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	11	第4タームの業務実施 経済産業省への中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者進捗確認
	12	第5タームの業務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者最終報告受領認
2024	1	モール運営事業者への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の結果取りまとめ／分析／課題抽出／最終報告書作成
	2	・ 取組の結果取りまとめ／分析／課題抽出／最終報告書作成	

II. 電気用品を中心とした製品安全4法規制対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認

1. 調査概要

本事業は、販売事業者の法令遵守確認を行う目的から、ネットショッピングモールの出店者を主な対象とし、消費者の利用頻度が高いと想定されるモールサイト3社を選定し、各モールサイトに出品されている製品について、法令上規定されている適切な表示がなされているか等の実態を販売事業者に照会することで調査し、その結果を経済産業省に報告した。

(1) 調査期間

モールサイトでの調査は、調査期間全体を5つのタームに分けて実施した。

(2) 調査対象

調査対象とした製品安全4法の規制対象品目は表 II-1のとおり。品目選定においては、「インターネット販売において法令違反が多い品目」、「製品に起因する事故が多い品目」を選定することを基本方針とし、経済産業省と協議して決定した。

月に5品目、品目あたり30製品、計150製品の調査を1単位とし、調査対象となる製品の数が予定に満たないといった場合は調査対象品目を増やす等の対応を行い、インターネット上から検索キーワードを用いて750製品を選定した。

表 II-1 調査対象品目

調査時期	調査対象品目						
	1	2	3	4	5	6	7
第1チーム 2023年8月下旬	乳幼児用ベッド 	カートリッジガス こんろ 	リチウムイオン 蓄電池 	直流電源装置 	毛髪乾燥機 		
第2チーム 2023年9月下旬	乳幼児用ベッド 	カートリッジガス こんろ 	リチウムイオン 蓄電池 	直流電源装置 	乗車用ヘルメット 	エル・イー・ ディー・電灯器 具 	家庭用の圧力な べ及び圧力がま 
第3チーム 2023年11月上旬	携帯用レー ザー応用装置 	カートリッジガス こんろ 	リチウムイオン 蓄電池 	直流電源装置 	電気ストーブ 		
第4チーム 2023年11月下旬	携帯用レー ザー応用装置 	カートリッジガス こんろ 	リチウムイオン 蓄電池 	直流電源装置 	電気温風機、そ の他の採暖用 電熱器具 		
第5チーム 2023年12月上旬	携帯用レー ザー応用装置 	石油ストーブ 	リチウムイオン 蓄電池 	直流電源装置 	電子レンジ 	磁石製楽用品 	

2. 調査方法

モールサイトでの調査方法は、図 II-1 のとおり。

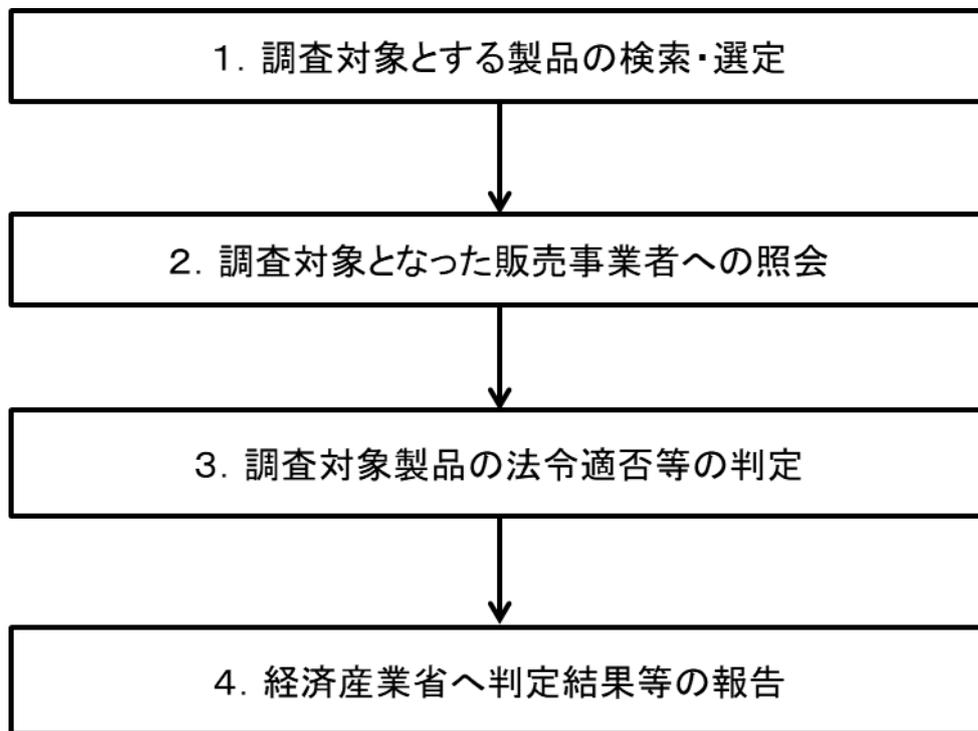


図 II-1 モールサイトでの調査方法

(1) 調査対象とする製品の検索・選定

モールサイト内に設けられている商品検索画面から、品目別に複数のキーワードを設定して検索を行い、調査対象とする製品及び販売事業者を選定した。検索キー

ワードの例は表 II-2 のとおり。

表 II-2 検索キーワードの例

調査対象品目	対象法令	検索キーワード例
リチウムイオン蓄電池	電安法	リチウムイオン電池 大容量 等
直流電源装置	電安法	充電器 互換 工具用 等
エル・イー・ディー・電灯器具	電安法	led 照明器具 等
電気ストーブ	電安法	電気ストーブ 等
電気温風機	電安法	電気ストーブ 等
毛髪乾燥機	電安法	ヘアドライヤー 100V 等
その他の採暖用電熱器具	電安法	電気サウナ 電気マット 等
携帯用レーザー応用装置	消安法	レーザー メジャー 等
乗車用ヘルメット	消安法	ヘルメット バイク 等
乳幼児用ベッド	消安法	ベビーベッド 折りたたみ 等
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	消安法	圧力鍋 304 等
石油ストーブ	消安法	石油ストーブ キャンプ用 等
磁石製娯楽用品	消安法	マグネット ボール 等
カートリッジガスコンロ	液石法	キャンプ ガスコンロ コンパクト 等

(2) 調査対象とした販売事業者への照会

調査対象とした販売事業者に対しては、E-mail やモールサイト内の問合せ機能を用いて、表示の有無等の照会を行った。

(3) 調査対象製品の法令適否等の判定

販売事業者から提供された調査票への回答及び製品画像等から、調査対象とした

製品に法令上の規定に基づく表示が適切になされているかの確認を行った。

調査の範囲は、表 II-3 に示すとおり。今回の調査においては、P S マークの表示確認を基本とし、電安法の品目においては、製品の表面の見やすい箇所に表示が要求されていることが明確なものに限り、製品画像の範囲において定格等の表示確認も行った。

表 II-3 今回の調査における表示の確認範囲

法令	P S マーク	届出事業者名	定格等の表示
電安法	○	○	○
消安法	○	—	—
液石法	○	—	—

※ ○：今回の調査において確認した表示、—：確認しなかった表示

※ 本調査では、ガス事法の規制対象品目を調査対象に選定しなかったため、表に掲載していない。

(4) 経済産業省へ判定結果等の報告

(3) の法令適否等の判定が完了したものについては、J E T より経済産業省へ、その判定結果等を報告した。

3. 調査結果

販売事業者へ法令遵守確認を実施して得られた結果の事例を表 II-4 に示す。

表 II-4 法令適合が確認できなかった事例

品名	事例
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池本体に PSE マークが表示されていることは確認できなかったが、リチウムイオン蓄電池を収納するケース及び梱包箱に表示がある事例があった。また、届出事業者名が“××××××株式会社”と記載されている銘板の画像が提供されたが、実際の製品にそのような記載がなされるかどうかについてははっきりしなかった。
直流電源装置	定格がわかるような銘版がなく、PSE マークと届出事業者名のみが記載された大きなシールのようなものが直流電源装置に貼付された画像を提出した事例が複数あり、場当たりの修正対応が行われたのではないかと疑われる。

エル・イー・ディー・電灯器具	銘版画像の提供があったが、定格消費電力の記載がないものが、複数あった。
電気ストーブ	PSE マークとあわせて記載されている届出事業者の名称が、中国企業の社名と考えられるものであった。また、定格電圧が 110V と表示されているものが複数あり、日本向けに設計・製造されたものでない可能性も考えられる。
電気温風機	<p>電気温風機は特定電気用品以外の電気用品であるが、OPSE マークに加え、特定電気用品を示す◇PSE マークも記載されているものがあつた。また、PSE のアルファベットが横並びに記載されている事例があつた。</p> 
毛髪乾燥機	一般的には 50Hz、60Hz の両方に対応する製品が多いが、50Hz 又は 60Hz の片方の定格を表示しているという回答が複数あつた。PSE マークは適切に表示されているものが多かつた。
その他の採暖用電熱器具	サウナ効果を謳う電熱マットとして販売されているのに関わらず、特定電気用品である電気サウナバスとしての表示ではなく、特定電気用品以外の電気用品の表示がなされているものがあつた。
電子レンジ	操作パネルの出力切替の表示が“火力”とあり、日本向けの表示ではないと思われるものがあつたが、鮮明な画像の提供はなく適否の判断ができない事例があつた。
携帯用レーザー応用装置	レーザー距離計、非接触温度計（測定点をレーザーにより照射する機能があるもの）を対象として調査したが、これらの製品でPSC マークが表示されていることが確認できたものはなかつた。また、電気用品安全法の対象とならないものであるのにも関わらず、特定電気用品以外の電気用品に表示するOPSE マークが表示されたものがあつた。

乗車用ヘルメット	ヘルメットにP S Cマークが表示されているシールが貼り付けられた画像を入手したが、ヘルメットが曲面であるにもかかわらず、シールは平面であり、画像加工等の場当たりの修正が行われたことが疑われる事例があった。
乳幼児用ベッド	固定して使用することも可能だが、揺動型としても使用可能であるため、非対象となる揺動型のものと認識していた事業者がいたほか、主用途がプレイヤードであるため非対象である、海外の認証があれば良いと認識したなど、消安法の適用を受けない認識をしている販売事業者がいた。
家庭用の圧力なべ及び圧力釜	商品画像の提供が少なく、銘版表示からP S Cマークがあることを確認することができなかった。
石油ストーブ	日本語で「オイルヒーター」と銘版表示があり、日本向けを意識した商品であると考えられるが、定格等の表記は中国語でなされており、P S Cマークがないものがあった。
磁石製娯楽用品	2023年6月より規制対象となったが、有効なP S Cマークが確認できるものはなかった。また、スティック状の磁石製娯楽用品について、法規制の対象外という誤った認識をもった事業者がいた。
カートリッジガスこんろ	“製品にはガスはなくガスカートリッジも含まれないから対象外であり表示は不要”と回答した事業者が複数いた。中国国内ではカートリッジガスこんろは規制を受けておらず、日本の法規制を十分に理解していない事業者がカートリッジガスこんろを販売しているものと見られる。 また、通常、ガスストーブとして使え、放熱部を上向きにすることでカートリッジガスこんろと同様に使用することが可能な製品が多数販売されている。これらは、表示がないか、表示があってもガスストーブ側（すなわち、開放式若しくは密閉式又は屋外式液化ガスストーブ）の表示しかない。

III. 製品安全 4 法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向けた取組

1. 活動概要

経済産業省より指定された製品安全 4 法違反となる海外等直販サイト（31 サイト）のうち、当該サイトが閲覧可能なサイト（12 サイト）について、レジストラ等に対し、当該サイトの削除・公開停止の要請を行った。

また、既にこれまで経済産業省が削除要請を行い、削除・公開停止（以下、「閉鎖」という。）されたサイト（19 サイト）について、事業が再開された場合は、改めて削除要請を行うこととしてフォローアップを行った。

これら作業の一部は、専門性の高い作業もあることから、外注先に委託して実施した。

2. 活動方法

（1）製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止

削除・公開停止の対象サイトについて、レジストラ等に削除・公開停止の要請を行った。必要に応じて違法性についての情報やスクリーンショット、公式の情報リンクなどを提供し、経済産業省と調整しつつ閉鎖要請先からの質問に回答するなど、ドメイン名の停止についての協力を得られるよう、各々複数回に渡り働きかけと交渉を行った。なお、国別コードトップレベルドメイン（ccTLD）のように WHOIS 情報にレジストラの情報の開示が義務付けられていない場合にはレジストリにレジストラ情報の開示を請求した。

本活動は 2023 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までの 4 ヶ月実施した。

（2）削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ

閉鎖となっている 19 件の対象サイトについて、委託事業期間中に月 1 回程度アクセスの可否を確認し、閉鎖状態が継続していることを確認。その状況については経済産業省に報告するとともに、再開したサイトの扱いについては経済産業省の指示によることとした。

3. 活動の結果

（1）製品安全 4 法違反となる海外等直販サイトの削除・公開停止

2023 年 12 月 31 日までの期間中、対象サイト 12 件のうち 2 件の閉鎖ができた。

（2）削除・公開停止されたサイトの閉鎖状況のフォローアップ

経済産業省より指定された製品安全 4 法違反となる海外等直販サイト（31 サイト）について、閉鎖が継続されているかを確認した結果、2023 年 9 月時点で閉鎖されていたサイト 1 つが 12 月に再開していることが判明したが、閉鎖活動の実施期間が 12 月末までであり、具体的な閉鎖活動は行えなかった。

IV. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出

1. 法令遵守確認の有効性の確認について

本事業において、販売事業者から「法令への適合が確認できないために、当該商品の販売を停止した。」という回答が多くあった。また、本事業期間中に商品ページを確認したところ、商品ページが削除されていることが少なからずあった。

季節による商品の入れ替えや在庫の変動など、商品ページの削除の理由は様々であるとは考えられるが、本事業により製品安全4法の規制に関する調査が行われたことをきっかけとして、回答がない販売事業者であっても法令違反の疑いがある製品の販売を停止するなど、販売事業者による自主的な対応がとられたものと考えられる。

商品販売ページの削除の理由は様々考えられるが、一つの指標として見る場合には、季節による商品の入れ替えなどの影響を排除するため、販売事業者へのコンタクトをとって一定期間後（例えば2週間程度）に、商品販売ページが削除されているかを調べる等、調査を開始してからあまり期間をおかずに削除数のカウントを行うことが良いと考える。

2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題

法令への適合確認がとれないものとしては、液石法関係（カートリッジガスこんろ）、消安法関係（携帯用レーザー応用装置、乳幼児用ベッド、磁石製娯楽用品）が目立った。

- ① カートリッジガスこんろの調査の結果、法令適合確認ができたものは2件だけであった。カートリッジガスこんろは中国域内では規制されていないということもあって、“製品にはガスはなくガスカートリッジも含まれていないから対象外であり表示は不要”との回答があるなど、我が国での規制状況を理解していない事業者が見受けられた。これは中国の製造事業者から直接購入する販売事業者が、日本の規制状況を理解し十分に伝えていないことが一因と考えられ、海外（特に中国）向けに日本の規制状況をより効果的に周知する方法を検討することが必要と考えられる。

また、石油ストーブとこんろの2つの機能を有するものについて、石油ストーブ側の表示しかないものも見受けられた。それぞれの機能について技術基準の適合が必要となる点について、理解を広げていく必要がある。

- ② 携帯用レーザー応用装置のわかりやすい代表例にレーザーポインターがあげられるが、今回、レーザー距離計や非接触温度計（測定点をレーザーにより照射する機能があるもの）も調査した。結果、法令適合確認ができたものは1件のみで、レーザー距離計や非接触温度計で適合確認ができたものはなかった。レーザー距離計の扱いは消安法関係のFAQでも明確に示されているが、販売事業者、輸入事業者の理解は少ないものと考えられる。

消安法の特定製品は、分野が広く、電安法や液石法のように、製品と規制対象となる法律がわかりやすい関係（例：電気を使うもの、都市ガス以外のガスを使用するもの）にないことから、雑貨商品を取り扱う販売事業者や輸入事業者

が法令の適用を受けることを認識しないまま取り扱っていることが想定される。

商用電源を用いないものは、日本向けの設計でないものもそのまま使用可能ということもあって、電気用品のように海外の製造事業者が既にPSEマークを表示するなど、日本向けの対応が行われているとも限らない。これらのことから、輸入事業者に対する周知活動を引き続いて実施することと、①同様、海外の製造事業者向けに日本の規制状況を伝え、予め日本市場に流通するために必要となる技術基準への適合等の法的義務を遵守させる働きかけが必要と考える。

- ③ リチウムイオン蓄電池、乳幼児用ベッド、磁石製娯楽用品は、調査を行った販売事業者より規制対象外と認識していたとの意見があった。内蔵する単電池の体積エネルギー密度がわからないと、規制対象であるか否か特定ができないリチウムイオン蓄電池は別として、乳幼児用ベッド、磁石製娯楽用品は製品の用途・外観にて規制の有無の判断は相当程度の確率で可能と考えられることから、販売事業者、輸入事業者向けにより一層の周知活動が重要と考えられる。

3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取組

経済産業省より指定された製品安全4法違反となる海外等直販サイト（31 サイト）のうち、当該サイトが閲覧可能なサイト（12 サイト）について、レジストラ等に対し、当該サイトの削除・公開停止の要請を行った。結果、2つのサイトの閉鎖ができたが、他のサイトについては閉鎖に至らなかった。

今回、閉鎖に至らなかったサイトを管理するレジストラ等からの返答として、違法性の確認が難しいといった主旨のものが多く見受けられた。

このため、規制当局による正式な見解を示す方法として経済産業省のサイトに違法性を示す情報（和・英）をより明示的かつ分かりやすく示すことで、規制当局の公式情報として我が国での流通が禁止されている製品の存在をレジストラ等が覚知し、法令違反品を取り扱う海外等直販サイトに対応する上での一助になるものと考えられる。

以上